

令和4年度
これからの法
改正に対応す
るために！

長期優良住宅・低炭素建築物 住宅性能評価・フラット35 建築物省エネ法・建築基準法 改正セミナー

これからの改正内容と電子申請への取組み

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、省エネ対策の強化が行われ、それら関連法案の改正内容に関する説明です

9月9日 金

13:00受付

13:30～16:00

会場：松山市三番町4丁目4-7 松山建設会館2階 会議室

定員50名

※定員になり次第締め切ります
(1社につき2名までとさせていただきます)

- ・ 長期優良住宅・低炭素建築物・住宅性能評価改正について (10月1日施行)
- ・ フラット35改正について (10月1日施行)
- ・ 建築物省エネ法・建築基準法改正について (2025年施行予定)
- ・ 建築確認電子申請の取組み

コロナウイルス感染対策について

- ・ 当日、発熱や体調不良の方は出席をお遠慮ください。
- ・ 入室時、マスク着用、検温と手指消毒の実施にご協力お願いします
- ・ 感染状況により中止となる場合があります

株式会社愛媛建築住宅センター

TEL: 089-931-3336

共催：独立行政法人住宅金融支援機構



申込はQRコード
からお願いします

